

新温泉町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

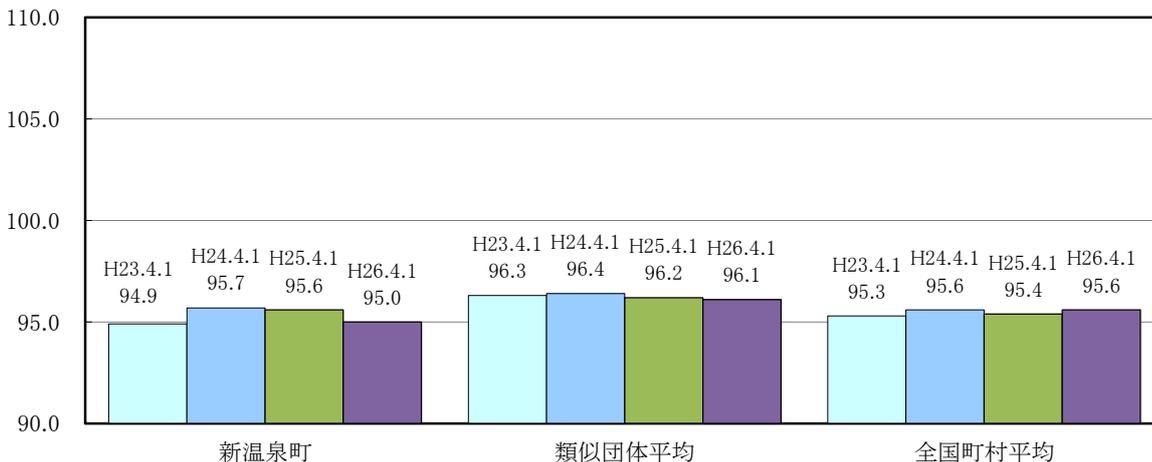
区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	16,051	10,707,828	489,388	1,696,732	15.8	18.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	179	711,516	79,029	257,277	1,047,822	5,854	5,501

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。（平成25年度該当者なし）

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を越えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日
 （内容）一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均1.9%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月30日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

※本町では、平成18年4月1日より、平成17年度まで支給していた調整手当（給料月額5%）を廃止し、地域手当は導入していない。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施（平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
新温泉町	46.0 歳	336,700 円	369,477 円	357,490 円
兵庫県	44.3 歳	338,000 円	436,666 円	393,936 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.3 歳	313,860 円	360,066 円	339,480 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
新温泉町	51.4 歳	14 人	332,000 円	360,635 円	351,200 円	—	—	—	—
うち清掃職員	49.7 歳	2 人	330,400 円	377,800 円	346,650 円	廃棄物処理業従業員	44.7 歳	288,100 円	1.31
うち学校給食員	52.4 歳	5 人	338,200 円	371,100 円	367,300 円	調理士	42.4 歳	270,800 円	1.37
うち自動車運転手	49.7 歳	5 人	321,900 円	340,960 円	331,980 円	自家用乗用 自動車運転者	57.5 歳	235,900 円	1.45
その他	54.9 歳	2 人	343,600 円	367,150 円	393,900 円	—	—	—	—
兵庫県	52.7 歳	580 人	330,000 円	400,516 円	368,554 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	48.9 歳	11 人	287,474 円	309,179 円	298,822 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
新温泉町	—	—	—
うち清掃職員	6,003,700 円	3,939,100 円	1.52
うち学校給食員	5,903,000 円	3,591,400 円	1.64
うち自動車運転手	5,444,320 円	3,118,300 円	1.75
その他	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成23年～平成25年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	
新温泉町	56.2 歳	386,200 円	404,945 円	※幼稚園教諭
兵庫県	42.3 歳	356,500 円	415,773 円	※小・中学校(幼稚園)教育職
類似団体	40.7 歳	295,820 円	317,540 円	※小・中学校(幼稚園)教育職

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		新温泉町	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	178,800 円	176,642 円	172,200 円
	高校卒	144,500 円	143,131 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	146,700 円	139,809 円	—
	中学卒	—	—	—
教育職	大学卒	178,800 円	197,257 円	—
	高校卒	144,500 円	175,372 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成26年4月1日現在)

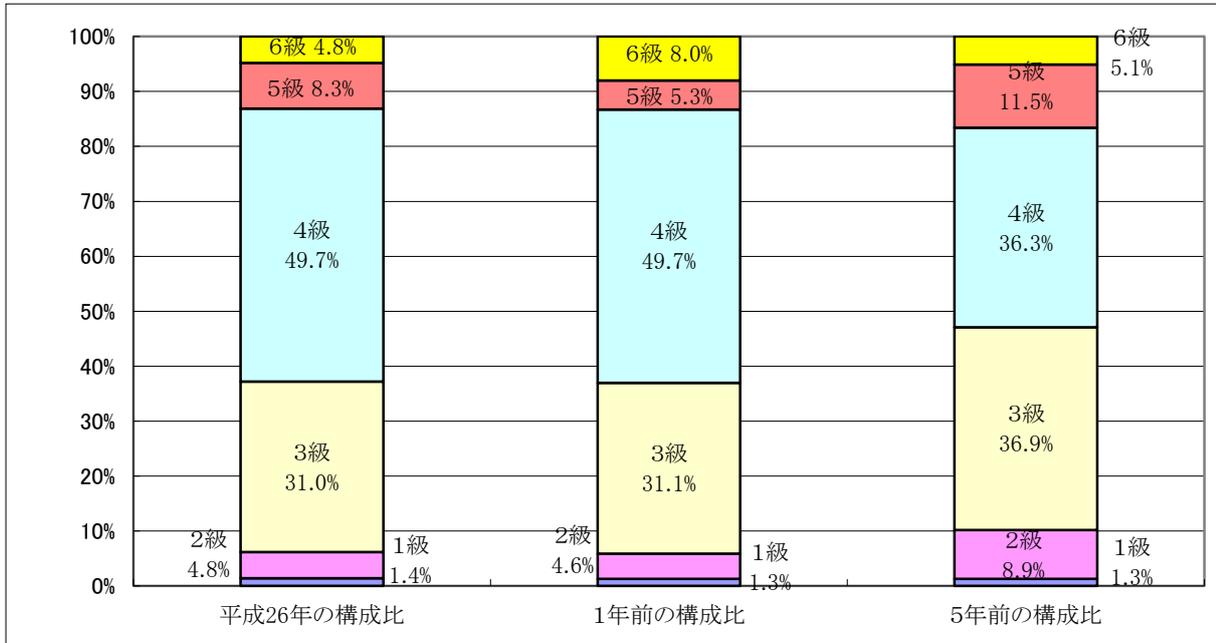
区 分		経験年数 10年～14年	経験年数 20年～24年	経験年数 25年～29年	経験年数 30年～34年
一般行政職	大学卒	271,600 円	355,700 円	371,400 円	389,300 円
	高校卒	222,200 円	325,700 円	366,300 円	377,900 円
技能労務職	高校卒	該当者なし	該当者なし	327,400 円	340,700 円
	中学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし
教育職	大学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし
	高校卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の 給料月額	最高号級の 給料月額
1 級	主事	2 人	1.4 %	135,600 円	243,700 円
2 級	主事	7 人	4.8 %	185,800 円	307,800 円
3 級	主査	45 人	31.0 %	222,900 円	354,700 円
4 級	課長補佐、事務次長、給食センター所長、係長、館長補佐、所長補佐	72 人	49.7 %	261,900 円	388,300 円
5 級	課長、室長、所長、事務長、事務局長、課参事、副課長、副所長、館長、給食センター所長	12 人	8.3 %	289,200 円	400,600 円
6 級	町参事、課長、室長、所長、館長、事務長、事務局長、牧場公園長	7 人	4.8 %	320,600 円	422,600 円

- (注) 1 新温泉町職員の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成20年度以降、勤務成績の反映に向けて取り組みを進めています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

新温泉町	兵庫県	国
1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,406 千円	1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,803 千円	—
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (-) 月分 (-) 月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%(抑制後 4~10%) ・管理職加算 10~20%(抑制後 5~10%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

平成20年度以降、勤務成績の反映に向けて取り組みを進めています。

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

新温泉町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	12,114 千円	21,673 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 本町は、兵庫県市町村職員退職手当組合に加入していますので、支給率は当組合の支給率である。

(3) 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)			0 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
無し	— %	— 人	0 %
地域手当補正後ラスパイレース指数 (ラスパイレース指数)			95.0 (95.0)

※本町では、平成18年4月1日から、平成17年度まで支給していた調整手当(給料月額5%)を廃止し、地域手当は導入していない。

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。

(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)			22,322 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)			310,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)			25.1 %	
手当の種類(手当数)			7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	防疫作業に従事した職員	防疫作業	0 千円	日額1,000円
行旅死亡人等取扱作業手当	行旅病人及び行旅死亡人の看護、移送又は埋葬の業務に従事した職員	行旅病人及び行旅死亡人の看護、移送又は埋葬	0 千円	1回1,000円
病院勤務手当(危険手当)	レントゲン技師及び感染症業務に従事する職員	レントゲン、感染症業務	240 千円	レントゲン技師:月額5,000円 レントゲン以外:1日100円
〃 (主任手当)	主任として任命された職員		192 千円	月額2,000円
〃 (待機手当)	勤務時間外に待機を命ぜられた職員		1,483 千円	1回1,400円
〃 (年末年始勤務手当)	年末年始に勤務を命ぜられた職員		422 千円	1回2,100円
診療所医師手当(勤務年数手当)	町立診療所に勤務する医師	医師業務	7,380 千円	勤務年数により 230,000~330,000円
〃 (往診手当)	町立診療所に勤務する医師	往診業務	913 千円	月額20,000円+件数×往診料×1/4
〃 (町医(校医)手当)	町立診療所に勤務する医師	町医(校医)業務	1,800 千円	月額50,000円
〃 (夜間・休日手当)	町立診療所に勤務する医師	夜間・休日業務	18 千円	件数×3,000円
夜間看護手当	深夜の看護業務に従事した職員	深夜の看護業務	9,250 千円	2時間未満:2,000円、2~4時間:2,800円 4時間以上:3,200円
し尿処理業務手当	し尿収集及び処理業務に従事する職員	し尿収集及び処理業務	312 千円	月額13,000円
ごみ処理業務手当	ごみ収集及び処理業務に従事する職員	ごみ収集及び処理業務	312 千円	月額13,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	25,626 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	103 千円
支給実績(平成24年度決算)	21,615 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	83 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者: 13,000円 配偶者以外: 6,500円 ※16歳～22歳の子に対する加算等あり	同じ	-	38,278 千円	260,400 円
住居手当	借家: 27,000円上限	同じ	-	5,927 千円	269,400 円
通勤手当	交通機関の利用者: 定期券等の実費(最高限度額55,000円) 交通用具の利用者: 2km以上の通勤距離に応じ、2,000円～24,500円	同じ	-	14,319 千円	62,000 円
単身赴任手当	単身赴任者に対し、職員の住居と配偶者の住居との間の距離に応じ、23,000円～68,000円	同じ	-	696 千円	348,000 円
寒冷地手当	勤務地及び扶養人数に応じ、0円～7,560円(11月～3月)	同じ	-	0 千円	0 円
医師手当	病院に勤務する医師に対して勤務年数等に応じ支給	異なる	区分、額	36,202 千円	9,050,500 円
休日勤務手当	休日(国民の祝日及び年末年始)における正規の勤務時間中の勤務1時間につき、給与の時間単価×135/100	同じ	-	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間としての午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務1時間につき、給与の時間単価×25/100	同じ	-	6,484 千円	147,400 円
宿日直手当	役場4,200円、病院医師19,000円、病院看護職員5,300円(外来業務加算有り)、病院その他の職員5,300円(12月29日から1月3日までは加算有り)	異なる	病院関係の額及び加算額	4,453 千円	35,900 円
管理職手当	院長: 120,000円 副院長、施設長: 80,000円 診療所長・部長・副部长・医長・医師: 60,000円 牧場公園長・町参事: 50,000円 会計管理者・温泉総合支所長・総務課長: 40,000円 課長・出納室長・課参事・病院事務長・医療技術長・総看護師長・事務局長・分室長: 30,000円 課参事・ケーブルテレビ事業室長・環境センター所長・公民館長・図書館長: 20,000円 副課長・看護師長・認定こども園所(次)長: 15,000円	異なる	区分、額	14,706 千円	377,100 円
管理職員特別勤務手当	週休日又は休日における管理職の臨時又は緊急の勤務1回につき、副課長級: 5,000円 課長級: 6,000円	異なる	区分、額	0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	736,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	()	(- 円)	854,000 円 /	399,000 円
副 町 長	副 町 長	588,800 円		
	()	(- 円)	700,000 円 /	409,200 円
報 酬	議 長	320,000 円	420,000 円 / 230,000 円	
	()	(- 円)		
	副 議 長	230,000 円	360,000 円 / 180,000 円	
	()	(- 円)		
議 員	議 員	208,000 円	345,000 円 / 157,000 円	
	()	(- 円)		
期 末 手 当	町 長	(26年度支給割合)		
	副 町 長	3.85	月分	
議 長	議 長	(26年度支給割合)		
	副 議 長	3.85	月分	
議 員	議 員			
	()	(- 円)		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	給料月額×在職月数×0.41	14,484,480 円	任期毎
	備 考	給料月額×在職月数×0.25	7,065,600 円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成25年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	2	2	0	
		総務	48	45	△3	
		税務	11	11	0	
		農林水産	17	17	0	
		商工	9	9	0	
土木		12	11	△1		
民生		30	26	△4		
衛生	12	10	△2			
	計	141	131	△10	<参考> 人口1,000人当たり職員数 8.16 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 7.00 人)	
	教育部門	39	39	0		
	小 計	180	170	△10	<参考> 人口1,000人当たり職員数 10.59 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 8.90 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	87	86	△1		
	水道	8	8	0		
	下水	4	4	0		
	その他	17	16	△1		
	小 計	116	114	△2		
合 計			296	284	△12	<参考> 人口1,000人当たり職員数 17.69 人
			[303]	[303]	[0]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 3 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	0人	9人	13人	13人	39人	34人	24人	31人	63人	54人	4人	284人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	153	147	146	146	141	131	△22 (△14.4%)
教育	43	43	42	39	39	39	△4 (△9.3%)
普通会計計	196	190	188	185	180	170	△26 (△13.3%)
公営企業等会計計	123	119	124	122	116	114	△9 (△7.3%)
総合計	319	309	312	307	296	284	△35 (△11.0%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B/A	(参考) 24年度の給与費 に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
25年度	394,205	△ 23,458	51,097	13.0	15.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	7	28,526	2,667	10,612	41,805	5,972	6,123

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成25年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成26年4月1日)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
新温泉町	52.0 歳	358,786 円	497,679 円
団体平均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円
事業者	—	—	—

(注) 平均月収には期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

新温泉町	団体平均等
1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,516 千円	1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,456 千円
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (-) 月分 (-) 月分	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~10%	—

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成26年4月1日)

新温泉町		団体平均等	
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円	1人当たり平均支給額 13,934 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 本町は、兵庫県市町村職員退職手当組合に加入していますので、支給率は当組合の支給率である。

ウ 地域手当（平成26年4月1日）

支給実績(平成25年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
無し	— %	— 人	0 %

※本町では、平成18年4月1日から、平成17年度まで支給していた調整手当(給料月額5%)を廃止し、地域手当は導入していない。

エ 特殊勤務手当（平成26年4月1日）

支給実績(平成25年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)		0.0 %		
手当の種類(手当数)		—		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—	—

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	390 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	78 千円
支給実績(平成24年度決算)	259 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	52 千円

(注) 時間外勤務手当には休日勤務手当を含む

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成26年4月1日）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じ	同じ	—	1,612 千円	322,400 円
住居手当		同じ	—	0 千円	0 円
通勤手当		同じ	—	131 千円	65,500 円
単身赴任手当		同じ	—	0 千円	0 円
寒冷地手当		同じ	—	0 千円	0 円
夜間勤務手当		同じ	—	0 千円	0 円
宿日直手当		同じ	—	0 千円	0 円
管理職手当		同じ	—	540 千円	270,000 円
管理職員特別勤務手当		同じ	—	0 千円	0 円